

令和 6 年第 9 回田上町教育委員会定例会会議録

1. 開会年月日 令和 6 年 9 月 26 日 午後 2 時 00 分
2. 開会場所 田上町役場 会議室 2
3. 出席委員 教 育 長 首藤 和明
教育委員（教育長職務代理者） 石田 一平
教育委員 山田 正夫、齋藤 美里、渡邊 悦子
4. 欠席委員 なし
5. 職務のため出席した者
事務局長 時田 雅之、管理指導主事 中野 國芳、局長補佐 諸橋 弘樹
副参事 渡辺 真夜子
6. 会議に付した事件
 - (1) 議第 1 号 就学困難な児童生徒に係る就学援助について（非公開）
 - (2) 議第 2 号 田上町教育委員会の所管に係る個人情報の保護に関する法律等施行規程の制定について
 - (3) 議第 3 号 田上町教育委員会の所管に係る田上町情報公開条例施行規程の制定について
 - (4) 議第 4 号 田上町学校運営協議会規則の一部改正について
 - (5) 諸報告
 - (6) その他
7. 会議の経過及び結果

令和 6 年 9 月 26 日午後 2 時 00 分、令和 6 年第 9 回田上町教育委員会定例会の開会を宣言した。本会期を 1 日と提案し、了承され決定した。本日の会議録署名委員に山田委員を指名した。

教育長 議事に入りたいと思います。議第 1 号 修学困難な児童生徒にかかる就学援助について、こちらは非公開としたいと思います。よろしいでしょうか。（「はい。」の声あり。）
では、非公開といたします。事務局から説明をお願いいたします。

（以後、非公開）

教育長 続いて、議第 2 号 田上町教育委員会の所管に係る個人情報の保護に関する法律等施行規程の制定について、議第 3 号 田上町教育委員会の所管に係る田上町情報公開条例施行規程の制定について、二件一括で提案させていただきます。事務局お願いいたします。

局長 それでは、議第 2 号及び議第 3 号の関係でございますが、教育委員会が所管する個人情報、情報公開に関する件で今回提案させていただきました。説明については補佐の方からさせていただきます。

局長補佐 では、私の方からご説明をさせていただきます。まず、田上町教育委員会の所管に係る個人情報の保護に関する法律等施行規程ですが、こちらにつきましては個人情報の保護に関する法律に関わるものであり、個人情報保護法の第 76 条に開示請求という条項がありまして、開示請求をされた場合にどのような手続きをするのか、どのような様式を使うのかということを定めたものが、町長が取り扱う個人情報の保護に関する規則というところに定められているものです。今まで、教育委員会も準用すればいいものだと思っていましたが、教育委員会も含めて選挙管理委員会ですとか農業委員会ですとか、そういうところでもちゃんと規定をしないといけないことが分かりまして、今回改めて町長が取り扱う個人情報の保護に関する規則の例によるということで、明確に定めたものでございます。併せまして、第 3 号の方なんですけれども、今度は田上町情報公開条例ということで、個人の情報を開示してくれと本人が言った時の請求なんですけれども、情報公開条例ということなので、町民の知る権利に関するものでございます。町民が知りたいと思った公的な文書は開示請求をすることができるという決まりになってるんですが、その手続き、また様式などについて田上町が保有する行政文書の公開等に関する規則に定められています。これも先ほどと同じように、教育委員会で改めて制定しないといけないのですが、今回、町の規則に準用させていただくということで、明確にさせてもらったということです。

この二件の規定を定めさせていただきまして、町の規則に準用するという形で取り扱いをさせていただきたいと思っております。説明は以上となります。

教育長 説明ありがとうございます。ご質問ご意見、お願いいたします。

手続き的には、ここで了解ということであれば決定となりますか。

局長補佐

これは教育委員会規程なんですけど、終わった後に決裁を受けて制定という形になります。

教育長

ありがとうございます。皆さんの方でいかがでしょうか。必要性があったけれども、きちんと対応できていなかったのも、ここで対応したいということによろしいでしょうか。

局長

そうなります。

教育長

ほか、いかがでしょうか。それでは、一括ですが議第 2 号、議第 3 号について、制定するという事で決定をさせていただきます。ありがとうございました。

続いて、議第 4 号 田上町学校運営協議会規則の一部改正について、お願いいたします。

局長

規則の一部改正ということですが、こちらの説明についても補佐の方からさせていただきます。

局長補佐

私の方から説明をさせていただきます。田上町学校運営協議会規則の一部を改正する規則ということで、これについては、各学校で既に組織されてる学校運営協議会の規定になります。平成 28 年 4 月 1 日から施行しているかと思うんですけども、実は同日に法改正も行われています。地方教育行政の組織及び運営に関する法律が一部改正されていて、今の規則が法改正前の内容となっておりました。

1 ページはぐっていただきますと、改正内容として新旧対象表をつけておりますが、今回の改正内容については大きく分けて、まず協議会の役割に学校運営への支援という言葉が加わったこと、あとは学校運営協議会の設置については、今までは指定した学校だけが作ればいいという形になってたんですけども、それが全ての学校で作らしようということで努力義務化されたこと。学校運営の基本的な方針について承認を受ける事項を明記したこと、学校は委員の要件に学校運営に資する活動を行うものを加えたということの 4 点が大きなものです。これらが主な改正となっております。第 3 条の 2 行目の最後の方に、協議会を置く学校を指定することができると規定されていますが、全部の学校に作るということになりましたので、第 3 条で所管する学校ごとに協議会を置くものとするという形に変え、変更をさせていただ

いております。但し書きについては、義務教育学校とか小中一貫など、二つの学校が一つのところにあるような学校のケースを言っていて、こういう場合には協議会の一つでいいという形の規定としております。当町は特段影響しないかなというふうに思っております。第 4 条につきましては、校長が基本的な方針を作成し、協議会に承認を得ることになりますが、具体的なものを各号で定めたものになります。教育課程の編成に関する事、学校経営計画に関する事、組織編成に関する事、その他校長が必要と認める事項に関する事という形で規定をさせていただいております。また、第 2 項で校長は前項において承認された基本的な方針に従って、学校運営を行うこととするということで、こちらも法律に則ってこの条項を加えさせていただきました。第 5 条第 2 項、これも法律に基づいているんですけども、協議会は第 2 条に定める趣旨を踏まえ、対象学校の職員の採用、その他任用に関して、教育委員会または校長に対して意見を述べるができるということで、職員採用等に意見ができるというような形になります。最後の第 10 条ですが、第 3 号に対象学校の運営に資する活動を行うものという言葉が加わりました。こちらにつきましては、想定しているのが学校地域コーディネーターになります。もうすでに、当町におきましては、学校地域コーディネーターが学校運営協議会に入っております。第 18 条についてですが、こちらについては指定の取り消しという規定がございましたが、指定が必要ではなくなりましたので、これを削除するというような形になります。説明は以上です。

教育長 ありがとうございます。それでは質疑に入らせていただきます。いかがでしょうか。

山田委員 第 3 条、2 以上の学校について一つの協議会を置くことができるということですが、例えば田上では 12 か年教育を進めているわけですが、これを進めるにあたって一緒にやっていきたいと思いますということで、一つの協議会でもいいという解釈も可能になるわけですか。

局長補佐 確か規定がありまして、密接に関わるなどの条件があったかと思っております。一応解釈で、一定の条件下で複数の学校に一つの協議会を置くことができるようになる旨を記載ということなので、ある程度条件が全く同じような場合に限るのかなというふうに思います。小中一貫教

育でも同じ建物にあるとか、そういう形のケースが該当するものだというふうに認識しています。校長が 2 人いて、同じ学校の中にあるというケースがあったかと思うんですが、そういったケースのことを言ってるんだと思います。離れていると、一つの協議会では苦しいのかなと思います。

山田委員
教育長

ありがとうございました。

ほか、いかがでしょうか。法改正に伴って、内容を沿ったものにすることが改正内容だと思います。では、この規則の一部改正をすることによって、原案どおり改正をしていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。（「はい。」の声あり。）

ありがとうございました。

では、(5) 諸報告に移ります。私の方からお願いします。別紙資料を用意させていただきました。第 9 回定例教育委員会資料であります。定例議会が終わった際に、皆さんへご報告をさせていただいておりますが、今回、関連事項も含めて 5 件の質問がありました。回答について、そこに記載されている内容で答弁させていただきました。

エアコンなどを含め、体育館をどういうふうに扱っていくか。授業だけでなく避難所としての機能や、最近災害が起きているということで、そこに関する質問が多かったかなというふうに思います。それから、小嶋議員からは給食費の納付方法ということでありましたが、町から第 2 子、第 3 子以上の世帯へ給食費の助成をしているんですけれども、一旦納めてもらってから給付という形でやっているのですが、給付せずに差引した給食費を納付することに変えられないかという趣旨でありました。現時点では少し整理が難しいということでお答えをさせていただいたところであります。池井議員のアート活動については、学校でもやっているし、地域ともやっていますということでお答えさせていただきました。森山議員のリユースですけれども、社会福祉協議会を中心に今検討しているようですので、そちらの方に応援をしていくというような、町が主体となるのはなかなか難しい。例えば指定店のお子さんが学校に在籍しているなど、教育委員会とか P T A が主体となってそれを実施してしまうと、気持ちの面で難しいところもありますので、アンケートを取るとか文書を配布するとか、そうい

ったところの協力は必要だと思いますというような答弁をさせていただきました。それから、決算審査のところでは、新小学校 1 年生に対するの就学相談というか、最近、医療機関を受診しようと思っても予約が取りづらいことがありますので、今の時期で大丈夫でしょうかというような趣旨のご質問だったかと思います。それから、総合学習の関係で、もうちょっと外部講師の予算付けなど、なんとかありませんかというものがありました。少し研究してまいりますというようなところでありますが、事務局の方で追加がありましたらお願いします。

局長

今ほど教育長が言われたとおりの内容なんですけれども、まず一般質問での小嶋議員の関係で言いますと、最近様々な物価が値上がりしており、保護者の生活も苦しくなっているんじゃないかという状況から、給食費に対する補助金の納付方法の変更ということなんです、資料の中で就学奨励費、特支奨励費、多子世帯助成金ということで、給食費に対する補助制度が三つあります。今ほどの趣旨から真っ先に配慮をしていかななくてはならないと思われるのが、多子世帯助成金ではなくて就学奨励費の方を優先していかななくてはいけないと思っております。こちらについては、ご本人から申請をいただいた後に申請内容を精査して、教育委員の皆さんの方へ認定の可否についてご審議いただいて、認定後に初めて援助を受けられるという制度になってます。小嶋議員は 4 月当初から給食費の支援があるのであれば、それを給付するのではなく、その分のお金を予め引いた給食費を徴収すればいいではないかという話なんですけれども、この就学奨励費だけは 4 月の当初からすることが不可能です。そういったことから、順番的に多子世帯を先行させていくのはどうなのかというところもありますし、事務的なものについても、三つある制度を統一的な方法で給付方法を変更するというのは難しいということで、今は回答できませんけれども、今後検討させていただきますと回答させていただきました。森山議員の関係については、令和 4 年の一般質問の時に同じような話をされているんですが、そこから 1 年間何も変わっていないんじゃないかというようなお話をいただいた中で、取り組みについての一般質問があったわけですが、実は社会福祉協議会が、今年の 2 月に小学校 5・6 年生と中学生の保護者を対象にアンケートを取らせていただき、どのくら

いの需要があるかというものを調査した上で、今年度に入って 2 回、リユースの検討会という会議が開催され教育委員会の職員も出席しております。議員もその会議に参加しておりまして、会議の内容も十分承知の上なんです、そのような中でも質問をいただいたということでもあります。基本的には学校や教育委員会が主体となって行うには、保管場所の問題やリユース品の管理、クリーニングなどの問題もあり難しい、社協が実施する検討会に参加しながら教育委員会の役割としてできることを協力していきたいというような内容で答弁していただいております。

決算審査の方については、代表的なものは教育長からお話があったとおりですが、その他細かいことで言いますと、幼稚園における保護者の負担軽減の一つとして、紙オムツのサブスクをやったらどうかという話がありました。併せて、お昼寝をするのに各家庭から布団を持ってきてもらってるんですけども、月に 1 回布団を持ち帰るのは負担がかかるので、その布団も幼稚園で用意ができないかというような話もいただいています。あとは、就学援助についてホームページの内容が分かりにくいということと、県内で見ると給付率が少ないんじゃないかというご指摘を受けたものがありました。確かに新潟県内で就学援助の支給率ということを見ますと、田上町は最下位となっています。ただ、支給率が多いからいいということではないと思うんです。その市町村の中で本当に困ってる世帯がどのくらいあるかという数にもよりますし、全体の児童生徒の世帯数に対して、たくさん援助したからその市町村はよくやっているということには繋がらないのではないのかなとちょっと感じています。内容が分かりにくいというお話もいただいていますので、今後周知の方法を検討して、本当に必要な方からの申請がちゃんと出てくるような形でご案内をしようかということで、保健福祉課と協議しながら進めているところです。以上であります。

教育長
石田委員

ありがとうございました。いかがでしょうか。

幼稚園の布団を 1 ヶ月に 1 回持ち帰るのは面倒だから、負担になるから、幼稚園にやってくれないかってことなんじゃないかな。

局長

簡単に言うと、そういうことだと思います。お母さん、お父さんが、

布団を自宅に持っていくという、重いものを持っていくというのが負担になるから、オムツと一緒にそれらも考えてくれると嬉しいというような話なんですけど。

渡邊委員

オムツはね、今流行っていますしテレビで見たこともあるので。幼稚園の先生の方も負担が減ると言いますよね。

局長

そうですね。オムツは自分の物が分かるように名前を書いて持ってきてもらっています。その名前を書く手間も大変でしょうし、園の方で言うと、その子のオムツを探してその子に履かせなければいけないので、そういったことを考えると、サブスクは負担軽減につながるかなと思うんですが。

石田委員

それはね、システムの改善でしょうから。オムツを考えた場合は理解できます。ただ、布団というのは子どもに対する愛情を天秤にかけた場合、どうかなってことですよね。私はそう思うんだけど。そういう手間まで全部省いていったら、どんどん子どもと親の絆というか、薄れていくような気が…。月に1回でしょう。毎週じゃないんでね。月に1回のものを…。

渡邊委員

みなさんね、この辺だと車ですよ、送迎は。車だから自転車に積んで帰らなければいけないとかではないですよ。

石田委員

子どもの布団でしょ。このくらいですよ。おじいちゃん、おばあちゃんの介護の方の布団を持って帰るのと訳が違うんで。その辺は、私が思うに親御さんに頑張らしましょうよっていうふうな認識で、お伝えした方がいいような気がしますけれども。そんな事まで求められては、ちょっとね…。もうちょっと子どもに対する愛情を育て、親御さんにも理解してもらう必要があると思いますけれども。

局長

ある議員の方も、石田委員が言われた意見と同じことを言っていました。何から何までお膳立てをするのはどうなのかと。親が何もしてなくても子どもが育っていくような環境はどうなんだろうと。

各ご家庭で入園前に、お昼寝の布団の柄をどうしようかと、楽しみや成長への期待も込めてご準備されてる方もたくさんいらっしゃるんじゃないかなと思うんですが。一律に、全部園が用意をしてやっては、自分の子どもが入園とか入学をする時に、親御さんが子どものために準備をする機会がどこに出てくるのかなとか。

石田委員 我々の時代のように、子どもに対しての手間を楽しむなんていう意識が薄れてきたのは確かですね。それが面倒だというふうにまとめてしまうのでは。ただ、子どもに対する手間を楽しむことは、お互いの愛情確認でもあるわけだから、その辺はある程度の線引きはしてもいいのかなという気はするけど。そうしないと、これから益々少子化になってしまって、複雑な問題がもっと出てくる気がしますけどね。

齋藤委員 実際、その議員からの質問があるということは、園にそういう声があがってるのかとか…、布団の持ち帰りで困っているんだというような具体的な声が上がってるんでしょうかね。困っているっていう意味で。それとも、議員の頭の中でそういうサービスがあれば、それは便利で助かるし、という理想を言ってるのかどうなんでしょうかね。

局長 布団の要望は多分上がっていないと思います。オムツは上がってると思います。

石田委員 竹の友幼稚園も父母会というのはあるんですか。

局長 あると思います。

教育長 今、卒園式も縮小してしまって、式には卒園の園児しかいなくなってしまうんですよね。前は在園児もいたんですけれども。その時に、保護者代表の方からの言葉みたいのが確かあったような気がしますね。

石田委員 それが父母会長か。このコロナ禍で存在がなくなってきてしまったのかな。父母会そのものが。集まる機会もなかっただろうし。活動することもなくなったんでしょうかね。

局長 どうでしょうか。そういった保護者会の回数とか内容までは調べてこなかったんですけれども。

石田委員 幼稚園は、父母会で意見をまとめてもらった方が、多分親としての方向性も見えてくるし、園としての協力体制もできるんで、そういう点ではもっと父母会そのものを活性化してもいいのかなと。かえって小中学校よりは親の顔が見える会のはずですよね。そちらの方で、父母会そのものの、権限というのはなんですけれども、活性化するように願いたいですよね。私も父母会長をやっていましたけど。その年々で随分雰囲気が変わりましたけど。やれることは結構何でもやりましたからね。それが、子どもに対する愛情の表れとなってくれば、一番助かりますけどね。

教育長

ありがとうございます。ほか、いかがでしょうか。では、一旦議会の関係は終了して。10月3日の園校長会でお話しようかなと思う内容を抜粋して持ってきました。その中で、なんでこれを出したかという、今回バンブーブーに関わって、小学校から中学生まで色んな活動をし、今も竹の短冊が道の駅のところにぶら下がってます。4年生から6年生も竹林の中に飾るものを制作していました。最初は何を作っているんだろうと思って見ていましたが、出来上がってみたら評判がよく、すごいねと。この間の土曜日の日に、中学3年生が去年とまた違う、自分達で色んなアイデアを生かした取り組みを出してくれましたので、そんなことで非常に達成感を持っているのかなというふうに感じています。また、中学校の学校だよりが今日出たようですが、本物に触れる体験ができ非常によかったなんていうことで、校長のコメントもありました。本当にいい関係の中で取り組みができたかなという話しようかなと思っています。それに加えて、実はもう一枚資料を付けさせていただいたんですが、表題が「小規模校メリット最大化の取組事例」というものと、裏には「小規模校デメリット最小化の取組事例」ということで、文科省が言っている適正規模の学校があるんです。小学校だったら何学級、中学校だったら何学級、それより小さいのは小規模校で、それより大きいのは大規模校というふうに文科省が言っているんですけど、それに合わせると田上は、特に小学校は小規模校というようなところに当てはまってしまうんですけど、文科省としても小さな学校もいいところはあるし、ちょっと課題もある。大きいところはいいところもあるけど、大きすぎて課題もあるということも言っているんですが。なんで私がこれを作ったかという、6月議会の時に、最適な教育環境という質問があって、何を質問されたのかなと思ったんですが、複式学級がまだ見えてこない状況なので、しばらく統合についての具体的な取り組みはしていかないというふうに去年も言いましたよねと答弁をしたら、実はそうじゃないんだと。統合のことについてではなくて、人数の多い少ないがあったりすると、少なくなるとコミュニケーション力が不足するということはないかと。そういうことが言いたかったというようなことが再質問で出ました。それを払拭するようなものを持ちたいなと思って調べていったら、文部科学省の

方で令和 3 年度に全国へ調査をかけたらしいんです。小規模校のメリットを最大化する取組というので、見ていただくと表の一番左側、縦の列がメリット最大化の取り組み内容ということで、10 項目について、全国に調査をかけたということです。それから裏の方は、デメリット最小化の取り組みということで、これは 16 項目です。こういうことをやっていませんかということで、調査をかけたということなんですけど、その 10 項目、16 項目に、田上の学校として小規模校のメリットを最大化する取り組みはどんなことしてるかなと。デメリットと言われてるところを最小化する取り組みも、いっぱいしてるのではないかと。思って、ホームページとか学校だよりとか、各学校から出されているいろんな取り組みとかをひっくり返して、何月何日に去年から今年にかけてこんなことやってますけど、とりあえず園と学校ごとに、具体的にやったものをあげてみました。途中経過というふうにしてあるんですが、とりあえずこれが該当するんじゃないかなというものを入れただけなので。実は、局長と話しても、どこの学校でも、規模が大きくても小さくても、どこでもやってるようなのをいれるのも変だし。もうちょっと、時間をかけて自信が持てるものにしようと、整理をしていく必要あるかなということで。ただ、こういうことを考えながら始めてみたということ、皆さんに知っておいてもらうのも必要なことかなと思い、今日、資料として出させていただいたというところがあります。今ここで見て、意見をもらうのはちょっと難しいと思いますので、どこかで気がついた時に、お話しをいただければいいかなというところがあります。どこにでも出せる、自信を持って出せるようなものを作れたらいいなと。今日は一時提案みたいな形で、途中経過ということですが出させていただきました。次の園校長会の席で、自信を持ってやっていきましょうという話をさせてもらいたいなというふうに思っております。

あとは、昨日、小学校の親善陸上大会がありまして、去年は暑すぎで練習もできないということで中止になったんですが、第 2 回ということで、どの子もゴールを目指して、途中で諦めることなく、全ての子どもが本当に最後まで諦めずにやったという姿はとってもよかったなというふうに思っています。田上の子は大活躍でした。前は優勝も一

人ぐらいだったんですけど、5 種目くらいありましたよね。

局長

そうですね。競技の中では入賞が 6 位までの種目もあり、その中でも半分くらい田上の子が占めていた種目もありました。本当に一生懸命に走っていました。加茂市内のお子さんと、50m 走だったと思うんですが、スタート直後に顔から転んでしまった女の子が一人いまして、途中で止めるかなと思って見てたんですけど、一生懸命ゴールまで走りきっていました。そういうところは、加茂も田上も、子ども達は一生懸命やっていたなという印象はあります。

教育長

以上報告でした。私からは以上ですが、ご質問、ご意見とかありましたら。

これは、事業のこととか全然入ってなくて。総合とか地域との関わりとか、或いは学校の中の行事的なものとか、そういったことが中止になっているので、その部分はあんまり入ってないんですけど。一番左の項目に当てはまるのはこれかなということで、とりあえず入れてみたということでお願いいたします。

この件については、お気付きの点があったときに、後ほどということでもよろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは諸報告は以上です。他に報告はありますか。

局長

10 月 11 日ですが、加茂と田上の教育委員会懇談会ということで、先日ご案内させていただきました。当日、教育長と私の方が夕方 4 時過ぎまで会議がありまして、多分間に合うとは思いますが、ギリギリぐらいまで会議が入るかもしれませんが、よろしく願います。

教育長

それでは、第 9 回の定例会を閉会いたします。ありがとうございました。